

平成 28 年 6 月 21 日

都留市長 堀 内 富 久 様

都留市市民活動推進委員会
委員長 渡 辺 讓

市民委員会認定審査について（答申）

平成 28 年 5 月 9 日付け都地環収第 1361 号で諮問を受けたこのことについて、都留市市民活動推進条例第 10 条第 3 項に基づき、本委員会は下記のとおり答申する。

記

<答申事項>

市民委員会認定審査について

市民委員会認定申請団体 つるまち図書室
代表者 小林未祐

<答申内容>

申請団体は、条件を付して市民委員会に認定することが相応しい

[認定理由]

市で問題となっている空き家を活用しながら、まちなかにコミュニティ図書室をすることで、市民と学生の交流の場のあり方について提言が見込まれるだけでなく、市内外問わず幅広い世代を参加対象としていることから、本を通じた世代間交流が生まれるとともに、他の学生団体への波及効果や市外への PR 効果も期待できる。

[認定条件]

「つるまち図書室」開催に係る活動によって、市で問題となっている空き家の活用を図りながら、市民と学生の交流の場のあり方について様々なニーズを探り、得られる成果を報告すること。